令和９・１０年度　越前市建設工事の競争入札参加資格申請書の記入要領

越前市が発注する建設工事の入札参加資格登録の申請をされる方は、次の事項により書類を提出してください。

１．入札資格申請の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、入札の参加資格申請ができません。

（１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく許可を受けていない者

（２）成年被後見人等又は破産者で復権を得ない者

（３）資格審査申請の日において納期限の到来している市税及び国税を滞納している者

（４）審査基準日前２年において、それぞれの１年に営業実績のない者※

（５）資格審査申請内容に故意に虚偽の事項を記載した者

２．資格審査を受けることができる業種

・審査基準日前２年の営業実績が年平均２５０万円を超える業種※

※別紙「営業実績の確認について」をご参照ください。

・舗装工事については、アスファルトフィニッシャーを所有（※リース契約を含む）している者に限る。（※リース期間の契約が資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、リース期間の中途において当該契約を解除できないものに限る。）

３．資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

４．審査基準日

令和８年１０月１日

５．受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月２９日（金）まで（持参の場合は土・日・祝日を除く。）

６．受付時間

直接持参の場合：午前８時３０分から午後５時００分まで

７．申請受付場所及び問合せ先

越前市役所　総務部　財産管理課　契約検査室（越前市役所　３階西側）

〒915-8530　越前市府中一丁目１３－７

電話　０７７８（２２）３０６２

８．指定様式の入手方法

越前市ホームページ（入札情報→令和９年度指名競争入札等参加資格審査申請について→「建設工事」）よりダウンロードしてください（Word 形式）。

ダウンロードできない場合や当該ページに接続できない場合は、７．問合せ先までご連絡ください。

９．提出方法

電子申請、郵送又は契約検査室窓口に直接ご提出ください。

・電子申請はフォームに事業所名、担当者名、連絡先の電話番号及びメールアドレスを入力の上、必要書類の PDF データを送信してください。受付確認メールが自動返信されます。電子申請のホームページは令和８年１２月１日（火）に公開予定です。
・郵送は、当日消印有効です。受領証が必要な場合は、切手を貼付したはがき又は返信用封筒を必ず同封してください。
・窓口への申請は、内容が説明できる担当者が直接ご提出ください。

１０．提出部数

・１部。郵送及び窓口での申請は、A4 ファイル綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入し、提出書類一覧順に綴ってください。電子申請の場合、原本提出は不要です。

１１．その他

実態調査について

越前市が発注する建設工事について適正な契約を締結するため、建設工事競争入札参加資格者名簿への登録にあたり、今回申請をされた資格審査申請書の実態調査を行うことがあります。また、登録後にも申請内容に誤りがないかの実態調査を行うことがありますので、あわせてご協力をお願いします。

経営事項審査結果通知書について

経審の結果通知書を提出してください。通知書未受理の場合は、県・国土交通省受付印のある「経営事項申請書」及び「工事種類別完成工事高表」を仮提出し、通知書受理後、追加提出してください。

市税納付状況調査同意書について　※市内業者（市内営業所登録を含む）のみ

指名競争入札参加資格審査申請及び令和９・１０年度における指名審査にあたり、越前市税の納付状況を調査させていただきます。滞納がある場合、指名競争入札参加資格の取消となりますので、期限内の納付をお願いします。

許可書等証明書について

管工事に登録される方で、浄化槽設置工事を希望される方は、浄化槽設備士免状の写しを添付してください。

福井県へ建設工事に係る競争入札参加資格申請をされた方について

申請者の負担軽減のため、福井県への令和９・１０年度建設工事に係る競争入札参加資格申請時の受付表又は決定通知書の写し等を提出した場合は、一部提出書類を省略できます。**福井県へ申請された方は是非ご活用ください。**

【入札参加資格申請提出書類一覧(建設工事)】

(※については、他官公庁に提出したものの写しで結構です。)

	書類の名称	様式	提出区分		注意事項
			市内業者(営業所含む)	市外業者	
	チェックリスト		○	○	・提出時に必ずチェックし、提出書類と合わせて提出してください。 ・ファイル綴じしないでください。(窓口、郵送申請の場合)
	業者カード		○	○	・太枠のみ楷書にて記入してください。 ・ゴム印は使用しないでください。 ・商号又は名称は、登記簿謄本のとおり記入してください。 ・ファイル綴じしないでください。(窓口、郵送申請の場合)
1	建設工事 指名競争入札 参加資格審査 申請書	様式第1号	○	○	・委任される場合でも、申請者は本社代表者です。 ・参加を希望する建設工事の種類を○で囲んでください。 ただし、審査基準日前2年間の年間平均完成工事高が250万円を超える業種に限ります。 **※別紙「営業実績の確認について」をご参照ください。**
2	経営規模等評価 結果通知書等 ※	発行官公署の定める様式	○	○	・経審の結果通知書(直近のもの)を提出してください。 ・通知書未受理の場合は、県・国土交通省の受付印のある「経営事項申請書」及び「工事種類別完成工事高表」を仮提出し、通知書受理後、追加提出してください。 (更新されましたら、その都度提出してください。)
	経営事項審査表	様式第2号	○	○	・経審を受けていない場合、提出してください。
3	工事経歴書 ※	様式第4号	○	○	・審査基準日前2年間の実績を、業種ごとに記入してください。 ・経審時に用いた工事経歴書でも構いませんが、本市要件を確認できるものとしてください。 **※別紙「営業実績の確認について」をご参照ください。**
4	常勤技術職員名簿 ※	様式第5号	○	○	・委任される場合は、委任先営業所について記入してください。
5	営業用機械器具調書 ※	様式第6号	○		・市内業者(市内営業所登録を含む)のみ提出してください。 ・アスファルトフィニッシャーのリース契約については、資格の有効期限までの契約書の写しを提出してください
6	使用印鑑届	様式第11号	○	○	・委任される場合の使用印鑑は、受任者印を押印してください。 ・委任される場合でも、届出者は本社代表者です。
7	許可等証明書 ※	発行官公署の定める様式	○	○	・営業に関し、受けている許認可等を証する許可書を提出してください。 ・浄化槽設置工事を希望される方は、浄化槽設備士免状を提出してください。

裏面につづく

書類の名称		様式	提出区分		注意事項
			市内業者 (営業所含む)	市外業者	
8	商業登記簿謄本 ※	発行官公署の定める様式	○	○	・法人の場合は、申請日前3か月以内に発行された商業登記簿謄本(法務局にて発行)を提出してください。 ・個人の場合は、申請日前3か月以内に発行された身分証明書(本籍地市町村にて発行)を提出してください。
9	財務諸表 ※	建設業法施行規則第4条に定める様式	○	○	・法人の場合は、直前1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。 ・個人の場合は、令和7年分の青色申告決算書又は確定申告書の写しを提出してください。
10	納税証明書(国税) ※	発行官公署の定める様式	○	○	・税務署が発行する国税(消費税を含む)納税証明書「未納税額がない証明」を提出してください。 法人の場合は証明その3の3 個人の場合は証明その3の2
11	市税納付状況 調査同意書	様式第19号	○		・市内業者(市内営業所登録を含む)のみ提出してください。 ・ファイル綴じしないでください。(窓口、郵送申請の場合)
12	暴力団の排除に に関する確約書	様式第20号	○	○	・内容を確認のうえ、確約書に記名押印してください。 ・委任される場合でも、届出者は本社代表者です。
13	退職金共済制度等 加入証明書 ※	発行官公署の定める様式	○	○	・建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度等に加入していることを証する書類を提出してください。
14	委任状		○	○	・本社以外の支店又は営業所へ委任する場合、提出してください。 ・委任する事項、委任期間を明記してください。 ・受任者印は使用印鑑届(様式第11号)の印と統一してください。
15	営業所一覧	様式第9号	○	○	・14の委任状を提出する場合は、委任先及び許可業種記載のあるものを提出してください。
16	ISO9001・ISO14001 認証証明書 ※		○	○	・ISO9001、ISO14001を取得されている場合、提出してください。
17	入札参加資格審査 主観的事項 審査申請書	様式第18号 様式第18-1号 様式第18-2号 様式第18-3号 様式第18-4号	○		・市内業者(市内営業所登録を含む)のみ提出してください。 ・様式第18-1～3号については、該当する場合のみ提出してください。 ・保護観察対象者の雇用実績等は、該当する場合のみ様式第18-4号、又は他自治体に提出した証明書の写しを提出してください。
18	福井県の受付表 又は決定通知書 の写し		○	○	・福井県へ競争入札参加資格申請をされた方は8、9、10の提出が不要となります。

営業実績の確認について（建設工事）

【記入要領より】

１．入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当するものは、入札の参加資格申請ができません。

（４）**審査基準日前２年**において、**それぞれの１年に営業実績のない者**

⇒表①、表②それぞれの期間に実績（**完成日**）があることが要件となります。

２．資格審査を受けることができる業種

・審査基準日前２年の営業実績が**年平均２５０万円を超える**業種

⇒合計で５００万円を超えていること

（いずれかの年が２５０万円以下でも可ですが、**実績なし（０円）の年がある場合は不可となります。**）

審査基準日　**令和8年10月1日**

【表①】審査基準日前年

2026年	令和8年	9月
		8月
		7月
		6月
		5月
		4月
		3月
		2月
		1月
2025年	令和7年	12月
		11月
		10月

【表②】審査基準日前々年

2025年	令和7年	9月
		8月
		7月
		6月
		5月
		4月
		3月
		2月
		1月
2024年	令和6年	12月
		11月
		10月

【工事経歴書】

・営業実績の証明について、経営事項審査に用いた工事経歴書を添付する場合は、本市の入札参加資格要件を満たしていること（表①、②それぞれの営業実績が記載されていること）を確認してください。

・経営事項審査に用いた工事経歴書のみでは要件を確認できない場合、本市様式第４号の工事経歴書を併用してください。

主観的事項点数の取扱いについて（市内事業所対象）

入札参加資格審査時に、越前市の基準により評価する主観的事項点数を導入しています。入札参加資格の適正性及び透明性の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上を目的とし、①工事成績評価、②ＩＳＯ認証取得状況、③障害者の雇用状況、④越前市輝く女性活躍応援団の登録状況、⑤女性技術者の雇用状況、⑥地域貢献の状況、⑦保護観察対象者等雇用の状況について評価を行います。

評価については、入札参加資格の格付けや指名基準などに活用し、意欲ある入札参加者の受注機会を拡大します。

１．主観的事項審査申請書の提出対象者（格付けを行う業種）

「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」、「舗装」、「解体」の６業種に登録を希望する、市内事業者（営業所を含む）を対象とします。

※上記６業種以外については、①工事成績評価、②ＩＳＯ認証取得状況、⑥地域貢献状況（除雪協力、災害復旧協定）を指名基準に適用します。

２．主観的事項点数の使用方法

格付け順位に使用します。

総合点数 格付け順位に使用	＝	客観的事項点数 （経営事項審査点）	＋	主観的事項点数 （市基準評価点）

３．格付けの有効期間

有効期間は２年（中間年の申請：１年）とし、主観的事項評価点の変更が生じた場合であっても、有効期間途中で格付けの変更は行いません。

４．申請様式

（１）入札参加資格審査主観的事項審査申請書（様式第１８号）
（２）障害者雇用の報告書（様式第１８－１号）
（３）女性技術者の雇用の報告書（様式１８－２号）
（４）地域ボランティア活動実績報告書（様式第１８－３号）
（５）協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書（様式第１８－４号）又は、他自治体に提出した証明書の写し

※（２）～（５）については、該当する場合のみ提出してください。

５．その他

・評価項目のうち、工事成績評価については、該当業種ごとに全ての事業者に配点するものとします。なお、越前市において、令和７度及び令和８年度に工事履行実績がない場合は、工事成績評価点は０点として扱います。
・共同企業体の構成員としての工事成績評価点は、対象外とします。
・工事成績評価以外の評価項目については、登録を希望した業種のみに配点します。

６．主観的事項評価点の配点表

項目	配点基準		配点
(1) 工事成績評価（注１） （１５点～－１５点） ＊当該業種に配点	工事成績評価点が８０点以上		１５点
	工事成績評価点が７５点から７９点まで		１０点
	工事成績評価点が７０点から７４点まで		０点
	工事成績評価点が６５点から６９点まで		－１０点
	工事成績評価点が６０点から６４点まで		－１５点
(2) ＩＳＯ認証取得状況 （２０点を限度とする。） ＊当該事業者に配点	ＩＳＯ９０００シリーズ認証取得		１０点
	ＩＳＯ１４００１認証取得（注２）		１０点
	エコアクション２１認証、ＫＥＳ認証又はエコステージ認証取得（注２）		５点
(3) 障害者の雇用状況 ＊当該事業者に配点	法定雇用率を達成している事業者（注３）		１０点
	義務はないが１名以上雇用している事業者（注３）		１０点
(4) 越前市輝く女性活躍応援団の登録状況 ＊当該事業者に配点	越前市輝く女性活躍応援団賛同事業所登録事業者		１０点
(5) 女性技術者の雇用状況 ＊当該事業者に配点	女性技術者を１名以上雇用している事業者		１０点
(6) 地域貢献の状況 ＊当該事業者に配点	道路除排雪作業委託契約を締結している事業者	自社調達機械での道路除排雪契約（注４）	２０点
		市等から貸与された機械のみで道路除排雪契約（注４）	５点
		除排雪路線延長（ｋｍ）（注５）	１ｋｍにつき１点
	災害復旧の協定等を締結している事業者又は締結している団体に加入している事業者		１０点
	災害応急対応要請に対し、応急活動を実施した事業者　（注６）		１０点
	消防団協力事業所表示証を取得している事業者		５点
	ボランティア活動を行っている事業者		５点
(7) 保護観察対象者等雇用の状況 ＊当該事業者に配点	協力雇用主として登録されている事業者（注７）		５点
	協力雇用主として、保護観察対象者等を３か月以上雇用している事業者（注７）		１０点
(8)健康支援の状況 ＊当該事業者に配点	越前市健康すまいる事業所登録事業者		１０点

（注１）　同一業種で工事成績評価点が複数存在する場合は、当該工事件数で除した数値を四捨五入して得た数値に対する配点とする。また、評価点から配点を算出する場合は、小数点以下１位以下を切り捨てる。

（注２）　この２項目相互の加算はしない。

（注３）　この２項目相互の加算はしない。

（注４）　この２項目相互の加算はしない。

（注５）　除排雪路線延長の小数点以下１位以下は、切り上げる。

（注６）　災害応急活動を複数回実施した場合でも、当該配点とする。
（対象：直近の過去２か年度）

（注７）　この２項目相互の加算はしない。